

## 今治市都市再生協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、今治市都市再生協議会規約（以下「規約」という。）第16条の規定に基づき、今治市都市再生協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告)

第2条 協議会の会長（以下「会長」という。）は、規約第10条第1項第1号の規定により予算又は決算に係る議決を得たときは、当該議決又は承認された予算又は決算を速やかに今治市長に報告しなければならない。

(会計事務)

第3条 会長は、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

2 会長は、協議会の出納その他会計事務を補助させるため、事務局員のうちから出納員を命ずるものとする。

3 出納員は、会長の命を受けて、出納その他会計事務を処理するものとする。

(収入及び支出の手続)

第4条 協議会の収入及び支出の手続きは、今治市の例により行うものとする。

2 会長は、次に掲げる簿冊を備え、出納その他会計事務の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(現金等の保管)

第5条 会長は、協議会に属する現金等を金融機関への預金その他確実な方法により保管しなければならない。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年8月19日から施行する。